



第3章 第2次計画の実施状況や課題



1. 点検1. 啓発・広報とボランティア活動の推進

(1) 障がい者への理解・啓発の推進

① 障がいについての啓発活動の推進

- ・ 市民向けの障害の理解啓発パンフレットを作成。また、精神保健福祉の市民講座開催も行っている。
- ・ 障害に対する理解啓発等の講演会や研修会は、適宜実施している。(精神保健福祉市民講座、障がい児フェスタなどは定着している)
- ・ 今後も広報やホームページなどを活用し、啓発広報を進める必要がある。

② 「みんないきいき障がいフェスタ」の開催と周知広報

- ・ うるま市福祉まつりにおいて、「みんないきいき障がいフェスタ」を同時開催。(パネル展、パンフレット配布、就労支援事業所による販売、アイマスク体験など)
- ・ 障がいフェスタ以外での周知の機会も検討する必要がある。

(2) 福祉意識の向上・福祉教育の推進

① 人権教育の充実

- ・ 小中学校において人権教育を実施。(「人権の日」の設定、人権に関する授業など) 人権尊重の考え方や共生の心の育成のため、発達段階に応じた取り組みを行っている。
- ・ 成人に対しては、人権週間(12月)における啓発活動や人権啓発コンサート、人権啓発パネル展(生涯学習フェスティバル)などを実施。

② 幼児・児童生徒への福祉教育の推進

- ・ 市社会福祉協議会では、小中学校を対象とした福祉学習や体験活動の支援を行っている。(車いす体験、アイマスク体験、点字体験、ボランティア講話など)

③ 地域における福祉教育の推進

- ・ 「小地域ネットワークづくり(近隣見守り 援助体制)」の出前講座を実施。地域福祉の周知や学習機会の提供を行っている。
- ・ 地域見守り、支え合いの推進を図るためには、市民の福祉意識の向上は必要である。今後も出前講座等による取り組みを継続したい。

(3) ボランティア活動の推進

① 学校等におけるボランティア活動の推進

- ・ボランティア活動は市社会福祉協議会を中心に、学校との連携により取り組まれている。(ボランティア活動推進校指定事業＝市内保育所、幼稚園、学校を21校指定。ボランティア体験推進事業)

② ボランティアの養成、育成の支援

- ・市社会福祉協議会のボランティアセンターを中心にボランティアの養成に取り組んでいる。(ボランティア団体活動支援助成事業、ボランティア講座など)
- ・ボランティアのニーズは高くなっているように感じる。人的確保のボランティアだけでなく、ボランティア希望者が安心して楽しく活動できるためのコーディネートも重要である。ボランティアする側と依頼する側それぞれのニーズを把握しながら対応する必要がある。

③ 障がい者によるボランティア活動の促進

- ・市内の地域活動支援センター等の事業所では、活動の一環として障がい者によるボランティアも取り組まれている。(地域清掃、高齢者施設利用者との交流など)
- ・ボランティアを通して障がい者が地域貢献し、また地域住民が障がい者を理解することにつながっている。

2. 点検2. 保健・医療の充実

(1) 障がいの早期発見と早期支援

①生活習慣病の予防及び重症化予防

(健診等の実施)

- ・生活習慣病予防のため、特定健診(40～74歳)やがん検診、生活習慣病予防健診(40歳未満)を実施している。
- ・受診率向上のために、生活習慣病予防健診とがん検診は、個別健診の導入が望まれる。

(特定保健指導等の実施)

- ・集団健診受診者を対象に健診結果を個別説明。保健指導が未利用とならないように、保健指導の日程調整を行い、指導している。
- ・受診率の向上に伴い、特定保健指導者数が増加すると予想される。マンパワーの確保、スキルアップが必要。

(重症化予防)

- ・国保データベースシステム(KDB)を活用し、健診結果から重症化予防を効率良く行うための計画(データヘルス計画)を作成している。

(慢性腎臓病対策)

- ・高額な医療費につながる新規透析患者の減少を目指している。

②妊娠期の健康管理の充実

- ・安全な分娩と健康な子どもの出産のために、定期的な健康診査を促している。
- ・14回の妊婦健診が公費負担となっており、これについて周知を図り、妊婦健診を受けるように促している。

③乳幼児期における障がいの早期発見及び早期支援の充実

- ・主に、乳幼児健診を通して、身体的、精神的、社会的な発育・発達の状況を確認している。
- ・その他、心理相談、健診事後教室によるフォローを行いながら、関係課や関係機関等へのつなぎを行っている。

④発達障がい者・児支援体制会議の定期開催

- ・障がい者自立支援協議会の療育教育支援部会において、つなぎ支援に関する協議を行ってきた。
- ・保健、福祉、保育、教育が連携するためのつなぎ支援のツール開発や関係機関の連携を図ってきたが、発達障がい者・児支援体制会議には至っていない。
- ・今後は定期的な情報共有等の場を設けていく。

(2) 在宅障がい者の健康維持・増進

①在宅障がい者の健康維持、増進と介護予防の充実

- ・障がい者を含めた市民全体への健診や保健指導を行い、健康保持・増進を行っている。
- ・介護予防については、高齢者を対象とした介護予防事業を実施。市内5か所の高齢者相談センターで地域の高齢者の状況を把握し、介護予防に繋いでいる。(介護保険における高齢者相談センターは、平成29年度より委託型地域包括支援センターとなり、機能強化されている。

(3) 精神保健対策の充実

① うるま市精神デイケア事業、精神保健相談、訪問指導の充実

- ・市の精神デイケア事業は、障害福祉サービスや地域活動支援センターが充実してきたため、平成 24 年度で事業終了。
- ・精神保健相談と訪問指導では、精神科病院や保健所と連携。退院前会議等により、適切な福祉サービスへのつなぎなどを行っている。
- ・医療保健福祉連絡会を立ち上げ、定期的に会議を実施している。
- ・精神保健相談の件数の増加に伴い、相談員を増員した。

② 精神保健福祉に関する啓発事業

- ・精神保健福祉啓発促進事業として、年 1 回市民講座を実施している。
- ・障がいフェスタや障がい児フェスタ等において、啓発、パンフレット配布、パネル展を開催し、理解への促しを図っている。
- ・多くの市民に参加してもらえよう、周知の方法に工夫が必要。

③ ピアサポートの充実

- ・市社会福祉協議会では精神障がい者の地域移行を推進し、退院意欲の向上のために、病院での当事者交流会へピアサポーターを派遣している。(県受託事業)
- ・障がい児等親の会や発達障がい者当事者の会(ニヌファスター)の運営支援や資質向上の取り組みを実施。メンバー同士の交流(ピアサポート)が行われている。

④ 精神障がい者の地域移行・地域定着支援の確立

- ・退院可能な精神障がい者の地域移行については、医療保健福祉連絡会を立ち上げ定期的に会議を実施している。
- ・住居問題は障がい者だけではなく、高齢者、生活困窮世帯等包括的な取り組みが必要、市全体としての課題である。
- ・地域移行と定着支援は、精神障がい者に限らず、障がい者全体の課題として取り組んでいく。

(4) 地域保健と医療の連携強化

① 保健・医療サービス等に関する適切な情報提供

- ・障がい福祉課では、障害者手帳を交付の際に、随時保健や医療に関する情報提供を行っている。

② 障がい者に対応できる医療機関の増加促進

- ・第 2 次計画を策定する際には、障がい児を診てくれる医療機関が市内や近郊に少ないという課題があった。現在の状況について把握し、今後の対応について検討する必要がある。

3. 点検3. 地域生活の支援

(1) 障害福祉サービスの推進

①訪問系サービスの推進

居宅介護 ・身体介護……入浴、排泄及び食事等の介護
・家事援助……調理、洗濯、掃除等の支援
・通院等介助……外出時(通院、官公庁等)の介護

重度訪問介護 重度者への入浴や排泄、家事の介護など

同行援護 移動に著しい困難を有する視覚障がい者に対して外出時の同行援護をする

行動援護 行動上著しい困難を有する知的、精神障がい者に、外出時の行動を援護する

- ・利用者は増加している。その中で、本来必要としている人にサービスが行き届いているか、反対に、過剰なサービス提供となっていないかなど、利用の適性化が今後の課題である。

②日中活動系サービスの推進

生活介護 障がい者施設等で、常時介護を必要とする人への昼間の排泄、食事等の介護

自立訓練 理学療法、作業療法、リハビリの提供などを行う

就労支援 就労を希望する方に、生産活動、職場体験等の提供や支援を行う

- ・就労支援、特に就労継続支援を中心に、利用が増加傾向となっている。
- ・同じサービスを漫然と受けさせてしまうことがないように、必要なサービスが提供されるようにサービスの適性化を図る。

③居住系サービスの推進

施設入所支援 施設に入所する障がい者の主として夜間の排泄、入浴、食事等の介護

共同生活援助 共同生活を行う住居に入居し生活するほか、生活上の必要な援助を行う。

- ・共同生活援助(グループホーム)は、福祉施設等から地域移行する際の住まいとなる。今後、地域移行を推進する上で、共同生活援助の提供体制を整備する必要がある。
- ・施設入所については、空きがない状況にある。

④障がい児通所サービス

児童発達支援 日常生活における基本的な動作・知識・集団生活への適応訓練を行う
医療型児童発達支援 医療型児童発達支援センターや医療機関等に通い発達支援や治療を行う
放課後等デイサービス 放課後等の居場所となり、生活能力向上の訓練を継続的に提供する
保育所等訪問支援 保育所等における集団生活の適応の専門的な支援を行う。

- ・障がい児通所支援の中では、特に放課後等デイサービスのニーズが高い。ニーズを満たす供給体制の確保を図る必要がある。
- ・保育所等訪問支援は事業所が少ない。事業所の参入を促すなど、サービスを利用できる環境づくりに努める必要がある。
- ・障がい児へのサービスの充実を図るように、また、一人ひとりに対応したきめ細かなサービス提供がされるように、事業所等と連携、資質向上を図る。

(2) 地域生活支援事業の推進

① 地域生活支援事業の推進

- ・ 地域生活支援事業として、市では以下のサービスを提供している。

< 必須事業 >

- ア) 理解促進研修・啓発事業 (障がい者等の理解を深める研修や啓発)
- イ) 自発的活動支援事業 (障がい者の自立のための自発的な取り組み支援)
- ウ) 相談支援事業 (障がい者や家族等の相談に応じ、情報提供等の支援を行う)
 - ・ 基幹相談支援センター (相談支援の中核的役割を担う)
 - ・ 住宅入居等支援事業 (入居が困難な障がい者に入居に必要な調整等の支援を行う)
- エ) 成年後見制度利用支援事業 (成年後見制度の利用のための費用助成等の支援)
- オ) 意思疎通支援事業 (コミュニケーションの支援を行う)
 - ・ 手話通訳者、要約筆記者派遣事業 ・ 手話通訳者設置事業
- カ) 日常生活用具給付等事業 (介護支援用具、自立支援用具などの日常生活用具を給付する)
- キ) 手話奉仕養成研修事業 (手話を必要とする聴覚障がい者のコミュニケーションを支援する奉仕員の養成)
- ク) 移動支援事業 (障がい者の移動の支援を行う)
 - ・ リフト付き福祉バス運行事業 ・ リフト付き福祉タクシー利用料助成事業
 - ・ 重度身体障害者移動支援事業 ・ 移動支援 (個別支援型)
- ケ) 地域活動支援センター (障がい者が通い、創作的活動や生産活動など、社会との交流を図る)

< 任意事業 >

- ア) 生活訓練等事業 (パソコン教室などによる訓練を行う)
- イ) 福祉機器リサイクル事業 (不要になった福祉機器を再利用し、貸し借りする)
- ウ) 日中一時支援事業 (障がい者(児)に日中活動の場を提供するとともに、介助者の一時的な休息を図る)
- エ) 生活サポート事業 (居宅介護サービス開始までの緊急的な支援を行う)
- オ) 地域移行のための安心生活支援 (お試し住居) (地域への移行準備として体験宿泊等を実施)
- カ) スポーツ・レクリエーション教室等開催事業 (障がい者のスポーツやレクリエーションの機会提供)
- キ) 文化芸術活動振興事業 (障がい者の文化活動の機会を提供)
- ク) 点字・声の広報等発行事業 (視覚障がい者のために、点字や音声による情報提供を行う)
- ケ) 要約筆記者養成事業→未実施。要約筆記奉仕員派遣事業を実施
- コ) 自動車運転免許取得・改造費助成事業 (運転免許取得や障がい者が利用できるよう自動車を改造する)
- サ) 社会参加促進事業 (障がいフェスタ) (イベントを活用した障害の理解促進を図る)
- シ) 社会参加促進事業 (津堅キャロットピュアサロン) (津堅島における交流サロン)
- ス) 障害者虐待防止対策支援事業 (障がい者虐待防止のため、体制整備や研修等を実施)
- セ) 奉仕員養成研修事業 (手話奉仕員、朗読奉仕員、点訳・音訳奉仕員) (奉仕員の研修を行う)

(3) 給付及び医療費助成

① 自立支援医療の給付及び制度の広報

- ・ 自立支援医療：更生医療、育成医療の自己負担分の助成や、精神障がい者の通院医療費の負担軽減を行っている。

② 各種手当等の支給

- ・ 障害児福祉手当、特別児童扶養手当、重度心身障害児医療費助成などの手当を支給。

(4) 補装具の給付

① 補装具の給付

- ・ 障がい者の身体機能の補完、代替する補装具を給付。(盲人安全杖、補聴器、装具など)
- ・ 対象者に対して、制度の周知、広報に努める必要がある。

(5) 権利擁護の推進

① 障がい者の権利擁護にかかる相談の充実

- ・ 平成 25 年度に、うるま市権利擁護センターを設置した。(市社会福祉協議会に委託)
- ・ 市役所窓口でも情報提供や周知を行っている。
- ・ 権利擁護センターと連携し、広報周知に努める必要がある。相談機能の充実も必要。

② 日常生活自立支援事業(旧地域福祉権利擁護事業)・成年後見制度利用支援事業

- ・ 日常生活自立支援事業：判断能力が不十分な障がい者等の金銭管理やサービス利用支援などを行っている。(権利擁護センターと連携)
- ・ 障がい者の利用相談が増加。このため、待機期間がありすぐ利用できない状況。
- ・ 成年後見制度利用支援事業：周知されてきており、利用実績も伸びている。

③ 障がい者虐待に関する相談支援体制の整備

- ・ 障がい者虐待防止センターが障がい福祉課内に設置されている。また、虐待防止ネットワーク会議を設置している。
- ・ 虐待防止施行年には啓発パンフレットを配布。障がい者虐待防止の啓発のため、市民向け虐待防止講演会、施設従業者向け虐待防止研修会等を実施。
- ・ 養護者や施設従事者による虐待件数が増えている。講演会や研修会充実のほか、施設事業所等訪問し、課題を共有しながら虐待防止にむけて連携する必要がある。

(6) その他の生活支援

① 福祉電話、緊急通報システム事業の実施

- ・ 外出困難な重度障がい者等に福祉電話を設置し、コミュニケーションや緊急時の連絡手段確保を図っている。
- ・ 一人暮らしの障がい者等に対し、24 時間対応可能な緊急通報システムを設置。

4. 点検4. 相談支援、情報提供の充実

(1) 相談体制、相談窓口の充実

① 相談機能の充実

- ・相談支援体制の強化のため、基幹相談支援センターを設置（中核的な役割、保健師、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門職員を配置）。
- ・つなぎ支援コーディネーターを配置（関係機関とのつなぎ役）
- ・自立支援協議会には相談支援専門部会を設置。研修や相談支援機能の強化を図っている。
- ・基幹相談支援センターの外部委託も念頭に入れ、相談機能のほか、権利擁護や虐待防止、地域移行など、機能強化を図っていきたい。

② ピアサポートの充実（再掲）

- ・（再掲につき割愛）

(2) 情報提供手段の充実

① 情報提供の充実

- ・相談窓口において、各種パンフレットや関係機関情報等のチラシを提供している。
- ・就労支援事業所紹介パンフレット「shop=wPJ」の作成（平成27年度）
- ・児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所一覧パンフレット作成（平成27年度～）
- ・今後は、対象者の特性に応じた障害種別ごとのパンフレットが必要と考えている。
- ・また、点訳や音声訳による広報や事業紹介などを提供（点字広報等、声の広報等）

5. 点検5. 保育・教育環境の充実

(1) 障がい児保育の充実

①障がい児保育の充実

- ・障がい児保育事業を円滑に実施するため、保育士の配置と資質向上に努めている。
- ・市では、障がい児保育の対象を、特別児童扶養手当や療育手帳受給者のほか、障害児通所支援サービス受給認定者まで広げて受け入れている。

②無認可保育施設への巡回相談の充実

- ・無認可保育施設(認可外保育施設)を含めた市内保育施設及び公立・私立幼稚園に通う障がい児等への巡回等相談を実施。(保育士や幼稚園教諭等への指導や研修)
- ・今後も継続して取り組んでいく。

(2) 障がい児教育の充実

①特別支援教育の充実

- ・障がい児の発達段階(障害の状態や特性)に応じたきめ細かい指導が行えるように「個別の指導計画」を作成し活用している。
- ・障がい児や特別支援教育について教職員の正しい理解と認識を深めるため、研修の充実が重要である。指導力の向上を図りたい。
- ・特別支援学級では、障害の状態や特性を理解し、学級の実態に即した教育課程編成を行う。
- ・通常学級では、特別支援ヘルパーと連携を取った個別指導の充実を進める。
- ・通級指導教室では、通常学級担任と通級指導担当との情報交換による指導の充実を図る。

②校内支援体制の整備

- ・通常学級に在籍する障がい児に対しては、特別支援ヘルパーが配置されている。
- ・ヘルパーを必要とする障がい児は年々増加傾向にあり、十分な配置ができていない状況。
- ・特別支援ヘルパーの配置を進める必要がある。またヘルパーの資質向上を図る。

③交流教育及び共同学習の充実

- ・特別支援学級では、指導内容やねらいを明確にした交流や共同学習を行っている。
- ・通常学級では、交流や共同学習を通じた障がい児に対する適切な理解促進を図っている。

④就学指導体制の充実

- ・特別支援教育コーディネーターを中心に、校内就学指導委員会等を機能化。関係機関(福祉、医療)と連携し、相談を重視した就学指導や進路指導の充実に努めている。
- ・児童生徒とその保護者を対象に、特別支援教育の理解のための体験学習や授業参観などを行い、保護者等への啓発充実を図る。

⑤学校施設のバリアフリー化の推進

- ・各学校。必要に応じてバリアフリーに改修をしている。

(3)障がい児を持つ家庭への支援

①障がい児を持つ家庭に対応した地域子育て支援センターの充実

- ・就学前児童の子育て支援を行う「地域子育て支援センター」は市内に8か所。
- ・市内の公民館を活用した「出張ひろば」を展開するなど交流・相談機会拡充に努めている。
- ・障がい児保育相談員が保育施設を巡回し、障がい児に関する指導や助言を行っている。
- ・今後も障がい児への対応の充実に努める。

②放課後児童対策の充実

- ・小学生の放課後預かりを行う「放課後児童クラブ」で、障がい児の受け入れも行っている。
- ・障がい児を受け入れる放課後児童クラブでは、県の支援員研修に参加している。
- ・受け入れクラブ数、利用している障がい者数ともに増加傾向。
- ・市においても資質向上研修等の機会確保を図り、受け入れ体制づくりに努めたい。

③相談体制の整備

- ・自立支援協議会の療育教育専門部会において、一貫した相談支援体制が得られるよう連携を図っている。
- ・養育支援訪問事業では、養育支援が特に必要な家庭に保健師等が訪問。養育に関する指導、助言等を行っている。対象世帯が増加。平成26年度より事業を一部委託している。

6. 点検6. 就労支援

(1)雇用、就労支援策の拡充

①就労移行支援、就労継続支援サービスの推進（障害福祉サービス）

- ・就労継続支援への意向が高い。特に就労移行支援B型は事業所増、利用者増が大きい。
- ・就労支援から一般就労につながっても長続きせず辞めてしまう方も少なくない。
- ・就労定着支援のサービスも国から新しく出て来る。市でも定着支援に力を入れたい。

②就労支援事業所との連絡会の実施

- ・就労支援事業所連絡会を実施し、事業所間の連携強化が図られた。
- ・販促部会ができ、事業所の商品等のPR、販売促進が可能となった。WEBサイトも立上げ。
- ・自主的に就労支援事業所サービス管理責任者連絡会も立ち上がった（サビ管連絡会）。
- ・就労支援コーディネート事業を実施（外部委託）：関係機関の連携や工賃向上等を目的に。（平成29年度で事業終了）
- ・今後は自主的な活動への展開が期待されるが、障がい者の雇用に関する課題は残るので連絡会と連携して取り組みたい。

③就労支援センターの設置検討

- ・自立支援協議会における就労支援部会で、就労促進、職場定着の仕組みづくりを検討。
- ・就労支援センターについては、現在の事業所の連携や関係機関へのつながりをコーディネートすることで解決できると考える。就労コーディネートする人の配置が必要。

④市における障がい者雇用の推進

- ・市町村機関の障がい者法定雇用率2.3%以上を継続するため障がい者雇用の推進している。

⑤障がい者雇用の呼びかけと障害者雇用率制度の啓発

- ・県やハローワークからのポスター掲示等による障がい者雇用率制度の啓発を行っている。

⑥雇用の場における障がい者の人権擁護

- ・障がい者へのアンケートでは一般就労する上で必要なこととして「職場での障がいの理解」をあげる声が高い。（特に知的障がい者、精神障がい者）
- ・障がいの理解について、企業等へ幅広く啓発していく必要がある。障がい者が働きやすい環境（多様な働き方ができる環境、合理的配慮など）について発信していく。

⑦ハローワークとの連携強化

- ・自立支援協議会の就労支援部会では、専門部会員、就労移行支援事業所、相談支援事業所等を対象に、「ハローワークの役割」について勉強会を実施し、連携の強化を図った。

⑧障がい児へのキャリア教育の推進

- ・学校におけるキャリア教育において、職業見学活動、職業体験を実施。（学校及び本市グッジョブ連絡協議会）グッジョブ連絡協議会が学校と企業とのつながりを行っている。

7. 点検7. 各種活動の推進

(1) 障がい者関係団体の活動支援

①市障がい者関係団体の活動支援

- ・市身体障がい者協会や市手をつなぐ育成会などの団体の自主的活動を支援している。
- ・活動の相談や事業実施時のサポート等を行った。

②市障がい児(者)の家族等交流促進

- ・市障がい児の親の会や市発達障がい者当事者の会「ニヌファスター」の運営や資質向上のための取り組みをしている。ペアレントトレーニング研修などを実施。(事業は外部委託)
- ・市社会福祉協議会では海洋体験を実施。(自主事業)

③ふれあい、交流活動の推進

- ・地域における障がい者への理解と関係づくりのため、障がい者の発表の場を設けている。(与那城民児協の主催)。

(2) スポーツ・レクリエーション活動の推進

①障がい者のスポーツ・レクリエーション活動の振興

- ・沖縄県身体障がい者スポーツ大会やうるま市囲碁・将棋大会などへ、市内の障がい者が参加している。
- ・障がい者を含めた市民を対象に、公民館講座を開催している。
- ・各種団体の発表の場として、うるま市生涯学習フェスティバルがある。(年1回)
- ・障がい者も含めた市民へのスポーツ講座開催
- ・スポーツ推進委員等の指導者を十分に確保できない。

②スポーツ・レクリエーション教室等開催事業

- ・地域生活支援事業において、「スポーツ・レクリエーション教室等開催事業」を実施し、障がい者のスポーツ活動やレクリエーション活動を推進している。(現在は、レクリエーション活動等支援と言う)

③うるみんにおける運動施設の利用促進

- ・うるみんの施設概要や利用方法は市のホームページ等を活用し、情報提供している。(障がい者を含めた市民全般に対して実施)

④自然とのふれあいの推進

- ・「親子ふれあいホテルウォッチング」や、うるま市公民館講座の「親子星空観察会」などが実施されている。

(3) 文化活動の推進

①障がい者の芸術・文化活動の充実

- ・地域生活支援事業の「文化芸術活動振興事業」を実施。(市障がい者福祉協会に委託)
- ・内容は、障がい者の日頃の文化・芸術活動の披露など。

②障がい者も参加できる講座内容の検討

- ・うるま市立公民館講座では、障害の有無にかかわらず受講を受け付けている。

8. 点検8. 生活環境の整備充実

(1) 総合的な福祉のまちづくりの推進

① 県福祉のまちづくり条例の推進

- ・ 公共施設のほか、民間事業所でも、施設整備の際には「沖縄県福祉のまちづくり条例」や国のバリアフリー新法等に基づいて進められている。

② ユニバーサルデザインの普及・啓発の推進

- ・ さらに、多くの方々に対して利用しやすい手法とされるユニバーサルデザイン化についても普及が望まれている。
- ・ 市では、ユニバーサルデザインの考えに基づき、市庁舎をはじめとする公共施設の整備に努めてきた。

(2) 障がい者に配慮した建築物の整備

① 公共建築物のバリアフリー化の推進

- ・ 市庁舎のバリアフリーについては、市民からいくつか要望があり、対応してきた。(段差解消、出入り口ドアの開閉、歩道の整備等)
- ・ 新庁舎(東棟)は、県の福祉のまちづくり条例に基づいた内容を網羅している。
- ・ 新庁舎は障がい者に配慮して建設したが、見落とし等あれば対応を検討する。
- ・ 生涯学習センターも身障者駐車場やオストメイトの整備等を行った。

② 多くの方が利用する民間建築物のバリアフリー化促進

- ・ 県の福祉のまちづくり条例に基づき、生活関連施設の整備適合、審査を行っている。

③ 障がい者用駐車スペースの適正利用促進

- ・ 障がい者用駐車スペースの設置は進んでいるが、一般者による不正利用の実態等もある。

(3) 障がい者に配慮した公園の整備

① 障がい者等が利用しやすい公園の整備

- ・ ユニバーサルデザインに配慮した園路、東屋、トイレ、身障者用駐車場を整備している。(伊波公園、うまんちゅ健康文化交流広場、旧桃原小学校跡地緑地広場 など)
- ・ 点字を用いた案内板の設置や、ベンチ・テーブル、水飲み場、遊具等の個別のものについてもバリアフリー化された製品を検討する。

(4)安全な道路、交通の整備

①快適な歩行空間の整備

- ・歩道の整備については、沖縄県福祉のまちづくり条例や道路の移動等円滑化整備ガイドラインを参考に整備している。(段差解消、視覚障がい者誘導用ブロック設置、快適で利便性の高い歩行空間の確保など)
- ・今後も、計画的に歩道の整備を進める。

②交通安全対策の推進

- ・春・秋の全国交通安全運動、夏・年末年始の交通安全県民運動により、交通安全指導を行っている。
- ・スクールゾーン標識や道路標識の整備も実施。
- ・市の交通安全計画により、子どもから高齢者までのすべての市民に対して、交通安全思想の普及を図っている。
- ・現在の取り組みを今後も継続し、安全な地域づくりを進める。

(5)生活の場の確保

①グループホーム、ケアホームの利用促進

- ・「グループホーム」(共同生活介護)：障害福祉サービスの居住系サービス。地域での生活に支障のない方の生活の場。日常生活の援助を行っている。
- ・地域での住まいを確保するため、整備を促進していきたい。また、周知・広報や相談支援事業所の声かけ等により生活の場としての認知度を上げていきたい。
- ・法制度の改正により、平成26年度より「グループホーム」(共同生活援助)と「ケアホーム」(共同生活介護)が一元化された。

②居住サポート体制の構築

- ・退院可能な精神障がい者の地域移行については、医療保健福祉連絡会を立ち上げ定期的に会議を実施している。
- ・「お試し住居事業」において、地域への移行準備として体験宿泊を実施している。退院に結びついた事例は1件。地域移行対象者への事業の周知・啓発が必要である。
- ・住居の確保については、自立支援協議会の住まい暮らし部会の設置を検討していく。

③障がい者の公営住宅への入居の優遇

- ・市の住宅条例に該当する障がい者については、市営住宅の抽選の際に抽選券を2枚(通常1枚)発行する優遇措置を実施してきた。
- ・今後は、市営住宅に入居している高額所得者への指導等により障がい者をはじめとする住宅困窮者に住宅提供できるよう措置を講ずる予定。

④障がい者にも優しい公営住宅の整備促進

- ・市営団地建て替えの際に、障がい者等に配慮した提供に努めている。(住宅のバリアフリー化、エレベーターの設置等予定)

(6)防災・防犯対策の推進

①防災体制の充実

- ・ 自主防災組織：63 自治会中 39 自治会で結成されている。
- ・ 身近な地域での防災体制の充実のため、結成に向けた説明会開催。
- ・ 未結成自治会への説明会(定期的・継続的に)を実施し、自主防災組織の結成を促す。

②災害時要援護者支援体制の充実

- ・ 災害時要援護者登録制度の周知・申請の受付を行っている（新規障害者手帳所持者への周知など）
- ・ 地域との情報共有により、行政で把握できなかった対象者を集約し、台帳整備を進めている。登録者は年々増える傾向にある。
- ・ 登録後は個別避難計画の作成が必要であり、市民の共助の意識を高めることが必要である。
- ・ 法制度の改正により、「災害時要援護者」は、現在「避難行動要支援者」と呼ぶ。

③防犯対策の充実

(消費者保護対策)

- ・ 還付金詐欺の注意喚起用チラシを窓口へ置き、呼び掛けをした。
- ・ 障がい者や高齢者に身近な自治会等を活かした対策が必要。

(消費者相談等)

- ・ 毎週水曜日 10 時から 16 時まで専門の相談員による消費者相談を行っている。
- ・ 消費者相談はホームページや広報誌で周知をしているが、さらに様々な角度から情報提供が必要。また、問題解決に長期間かかる場合もあり、相談窓口の常設化の必要性が高い。
- ・ 平成 29 年度から消費者相談員を 2 名配置。これまでの週 1 日の相談を 5 日拡充する。また、出前講座等を行い情報発信していく。

(防犯灯、夜間パトロール)

- ・ 防犯灯の LED 化整備を進めている（自治会への補助）
- ・ 市の防犯協会をはじめ自治会や各団体が連携し、定期的な防犯パトロールを行っている。
- ・ 地域ぐるみでの防犯意識の高揚や犯罪抑止につなげ、犯罪のない安全安心のまちの構築を目指す。